

公 示 日 : 2025 年 4 月 16 日 (水)

調達管理番号 : 25a00151

国 名 : パキスタン

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

調 達 件 名 : パキスタン国パンジャブ州インフォーマル経済セクターの女性起業家能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 6 月上旬から 2025 年 7 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.16 (業務人月のうち、紛争影響地域での業務を 0.03 人月想定)
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	20 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 5 月 9 日 (金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 20 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（特に金融包摂・女性起業家支援の評価調査経験を高く評価する）
対象国及び類似地域	南アジア
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パキスタンは、有償労働に従事する女性が少ない上、従事しても多くはインフォーマルセクターで脆弱な立場にあることから、インフォーマルセクターの女性起業家支援を通じた女性の経済的地位の向上が求められている。

パキスタンの女性の経済的地位は低い。世界経済フォーラムのグローバルジェンダーギャップ指数(総合)ランキングでは、パキスタンは146カ国中145位、「経済参加と機会」指数は146カ国中143位と低い。さらに女性の労働参加率は約25%と、男性の81%と比較して大幅に下回る。また、2020～2021年に実施された労働力調査の統計によると、全生産年齢人口の約75%がインフォーマルセクターで従事しており、その内の74%は女性が占める。さらに、女性起業家は女性の労働生産人口の内、約4%のみであり、男女を含む全労働生産人口では約2%と各段に低い。

その背景には、男性が上、女性を下と位置付ける権力関係と、女性は無償労働を専従とする固定的な性別役割分業により、女性は様々な制約や障壁に直面していることが挙げられる。例えば、教育や移動の制限、男性偏重の雇用慣行、ジェンダーに基づく暴力、意思決定層等からの排除がある。また、起業家や経営者の観点に絞れば、男性と比べて女性は、女性のロールモデルを含む起業家・投資家間のネットワーク・リソースや、ビジネスを含む専門知識へのアクセスや能力強化の機会が少ない。また、女性主導の企業は、男性主導の企業と比較し、男性主導の企業の調達額の65%程度しか調達できていない。さらに、ベンチャー資金の

獲得においては、女性経営者・起業家は男性経営者・起業家よりも困難な傾向があり、継続的な資金調達を受ける可能性は低い。銀行口座の開設や維持や、金融機関側も、女性に不利な貸付条件を課し、女性のニーズに即した金融商品やプログラムの提供が限定的であるゆえに、女性の借入等の金融へのアクセスやコントロールも弱い。さらに、土地やデジタル機器等の多様なリソースへのアクセスとコントロールも男性と比べて弱い。

こうした課題状況に対して、パキスタン政府他様々な団体による支援が行われているものの、量的に不足し、事業の継続性・持続性に乏しく、事業対象も一部のセグメントの女性に偏っている。さらに、女性がその支援・サービスを受けるにあたり、手続きが複雑で、機関間の調整や連携も不十分である。

同状況を踏まえて、連邦政府は、2025年に、『女性の起業に関する国家政策と行動計画（National Women Entrepreneurship Policy & Action Plan）』を立案し、女性起業家育成によるパキスタンのジェンダー平等とその推進による女性の経済強化を図ることとしている。そして同政策実施のために、中小企業開発庁（SMEDA）を調整機関として様々な機関の動員を計画している。

この流れから、SMEDA や関係機関の能力強化や連携推進を図り、女性起業家育成エコシステムの推進を目的とした技術協力プロジェクトが要請された。

JICA は SMEDA をカウンターパート機関（以下、「CP」という）とし、インフォーマル経済に従事する女性起業家の事業成長とそれによる女性のエンパワメントのために、CP や関係機関の能力強化や連携推進を図り、女性起業家育成エコシステムの推進に取り組む予定。本調査は、同プロジェクトの詳細を策定するための調査として実施する。

なお、本要請は、JICA のグローバルアジェンダ「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」のクラスター事業戦略「ジェンダー・スマート・ビジネスの振興」との整合性が高く、さらに、パキスタンにおける JICA の協力では、近年、本要請とも関連する案件や調査が複数実施されてきた。こうした案件や調査の中には、例えば、「シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト」、「女性家内労働者向けマイクロファイナンス・サービス拡充にかかる情報収集・確認調査」、「パキスタン女性家内起業家への金融包摂の達成に向けた共創に係る情報収集確認調査」、「開発における性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（SOGIESC）に係る情報収集・確認調査」などがある。本詳細計画策定調査では、こうした案件や調査の

成果や結果を踏まえた上での本要請案件の付加価値付けの検討と、さらにこれから案件や調査と要請案件の相乗効果創出の可能性やその方法についての検討も求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査・業務を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025年6月上旬～2025年6月上旬）

- ① 要請書・関連報告書、JICAクラスター戦略『ジェンダー・スマート・ビジネスの振興』等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他ドナー機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認の上、現地調査で明らかにすべき事項、訪問機関や個人等につき検討・整理する。
- ② 上記①を踏まえ、パキスタン側関係機関や他ドナー、女性等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ JICAと協議の上、必要に応じ作成した質問票を改訂し、事前に訪問先に共有する。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を他調査団員と共に検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025年6月15日（日）～7月4日（金）想定）

- ① JICAパキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② JICA側調査団員到着前に、パキスタン側関係機関にJICAの技術協力プロジェクトの特性、協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）や討議議事

録（R/D : Record of Discussions）含め案件形成から実施までの一連のプロセス、今回の詳細計画策定調査の位置づけ、目的、方法・手順、期待される成果、スケジュール等につき説明する。

- ③ 対処方針に基づき、JICA側調査団員到着前に、JICA側で作成したPDM案、M/M案等につきパキスタン側関係機関に説明し、先方の質問やコメントを整理する。また、これら及び下記④、⑤を踏まえ、JICA側調査団員の指示のもと、あるいはJICA側調査団員と共にさらなるPDM改訂、M/M改訂案作成作業を行う。
- ④ 対処方針に沿ってパキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ⑤ 事前に配付した質問票への回答や上記④を通じ、本調査終了時までにパキスタン側関係機関とJICAの間での本案件実施に向けたM/Mが締結できるよう、必要な情報を収集・整理する。具体的には主に以下にかかる情報収集・整理を行う。
 - ア） 要請背景・内容、必要性・妥当性
 - イ） 女性起業家のセグメント、抱える課題・支援ニーズ（社会規範の影響含む）
 - ウ） 関連する開発計画、政策、制度、女性起業家に関するデータ整備状況
 - エ） 主要な女性起業家支援事業の状況、その成果、課題（官/民、金融/非金融）、およびその支援の効果についてのモニタリング、インパクト測定、そのフィードバックシステムを含む。
 - オ） パキスタン、特にラホールの女性起業家支援に際して特に留意が必要な事項
 - カ） 女性起業家支援に際し検討しなければならない気候変動の影響、あるいはグリーンエコノミーの可能性と、その関連で実施されている事業の状況
 - キ） LGBTQIA+/SOGI視点で本案件に組み込める可能性のある取り組み
 - ク） 関連各組織の状況
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- (e) 女性起業家支援の実績、成果、課題、可能性
- ケ) 本プロジェクトに関連する他JICA案件、他ドナー機関や金融機関、ビジネス開発サービス提供者、NGO等の活動動向、連携の可能性
- ⑥ 調査結果や関係者との協議で合意された内容に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、協力内容・方法、実施体制、留意事項）に関して、R/Dを団員とともに検討、策定・更新する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAパキスタン事務所等に報告する。

（３）整理業務（2025 年 7 月上旬～7 月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、必要に応じて調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ JICA 側調査団員と協議の上で、担当分野を含む詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の団員が作成する内容を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2025 年 7 月 25 日（金）までに提出。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

【例】 3号、業務人月 5.22、（うち紛争影響国・地域 2.00）であれば、以下の通りとなります。

1. 報酬総額

紛争影響国・地域分 3,160 千円／月×2.00 人月=6,320 千円

通常地域分 2,251 千円×3.22 人月（全体の人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値）+1,622 千円=8,870,220 円

合計 15,190,220 円

なお、紛争影響国・地域での業務は 0.03 人月を想定していますが、同人月に変更が生じた場合には、変更契約を検討します。

（２） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 6 月 15 日（日）～7 月 4 日（金）を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 金融包摂／ジェンダー・スマート・ビジネス振興（JICA）
- ウ) 協力企画／ジェンダー・SOGIESC（JICA）
- エ) 協力企画／海外投融資（JICA - 未定）
- オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：通訳を提供（ヒアリング先がウルドゥー語話者の場合のみ）
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 『National Women Entrepreneurship Policy & Action Plan』ドラフト
- 女性家内労働者向けマイクロファイナンス・サービス拡充にかかる情報収集・確認調査 エンドラインサーベイ報告書
- 女性零細事業主の金融及び非金融側面のニーズと行動アセスメントの結果スライド
- 開発における性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴

(SOGIESC)に係る情報収集・確認調査 最終報告書

- パキスタン国女性・若年層の経済活動参加促進プログラム支援方針
(案)

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上
および生活改善支援プロジェクト(フェーズ2)事業完了報告書
JICA報告書PDF版 (JICA Report PDF)
- 2018 年度 内部事後評価報告書 海外投融資「パキスタン貧困層向けマイ
クロファイナンス事業」
2018_1817_4_f.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められ

た方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上